

(案)

写

岡 賃 審 第 号
令和 8 年 10 月 1 日

岡 山 労 働 局 長
森 實 久 美 子 殿

岡山地方最低賃金審議会
会 長 西 田 和 弘

岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和 8 年 7 月 3 日付け岡労発基 0703 第 2 号及び 7 月 30 日付け岡労発基 0730 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、改正決定の必要性ありとの結論を得た旨当該部会長から報告があったので、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定による議決に基づき答申する。